

# 令和4年度における行政機関情報公開法の施行の状況について

令和5年9月  
総務省行政管理局

## I 調査の目的

この調査は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第23条の規定に基づき、法の施行の状況を的確に把握し、広く国民に明らかにすることによって、情報公開制度及びその運用に対する正確な理解を深めることを目的として行ったものである。

## II 対象機関

法第2条第1項各号に規定する行政機関の全て（49機関）

\*\*\*\*\*

第1号 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関（7機関）

内閣官房、内閣法制局、国家安全保障会議、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、知的財産戦略本部、地球温暖化対策推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、中心市街地活性化本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部、総合特別区域推進本部、原子力防災会議、国土強靱化推進本部、健康・医療戦略推進本部、水循環政策本部、まち・ひと・しごと創生本部、サイバーセキュリティ戦略本部、特定複合観光施設区域整備推進本部、ギャンブル等依存症対策推進本部、アイヌ政策推進本部、新型コロナウイルス感染症対策本部、国際博覧会推進本部、新型インフルエンザ等対策推進会議、人事院、復興庁及びデジタル庁

（注）事務処理の実態を踏まえ、本調査結果では、下線を付した各機関については内閣官房の内数として、また、二重下線を付した各機関については内閣府の内数として整理した。内数として整理した機関数については、上記の対象機関数からは除いている。

第2号 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第49条第1項及び第2項に規定する機関（これらの機関のうち第4号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）（8機関）

内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁及び消費者庁

第3号 国家行政組織法第3条第2項に規定する機関（第5号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）（31機関）

総務省、公害等調整委員会、消防庁、法務省、出入国在留管理庁、公安審査委員会、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、中央労働委員会、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、観光庁、気象庁、運輸安全委員会、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省及び防衛装備庁

第4号 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの（1機関）

<国家公安委員会に置かれる特別の機関>  
警察庁

第5号 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの（1機関）

<法務省に置かれる特別の機関>  
検察庁

第6号 会計検査院

（注）令和4年度以降の行政機関の組織改編については、本文末の別表参照。

\*\*\*\*\*

### Ⅲ 対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの状況について、令和5年3月31日現在で調査（本文中で引用している法令及び条項は令和5年3月31日時点のものである。）

### Ⅳ 調査の結果

#### 1 開示請求の件数

(1) 令和4年度に各行政機関に対して行われた開示請求は、表1のとおり194,817件であり、令和3年度に比べて9,644件増加している。

開示請求は、本省庁のほか、権限が委任された地方支分部局、施設等機関等でも受け付けられており、174,771件（89.7%）が本省庁以外での受付となっている。

また、開示請求の態様を方法別でみると、窓口に来所又は郵送によるものが189,097件（97.1%）、オンラインによるものが5,720件（2.9%）となっている。

各調査項目に係る行政機関別内訳については、資料1を参照（以下同じ。）。

表1 開示請求の件数

（単位：件、%）

	開示請求の件数	受付別		方法別	
		本省庁	その他	来所・郵送	オンライン
令和4年度 (比率)	194,817 (100)	20,046 (10.3)	174,771 (89.7)	189,097 (97.1)	5,720 (2.9)
令和3年度 (比率)	185,173 (100)	26,944 (14.6)	158,229 (85.4)	180,657 (97.6)	4,516 (2.4)

(2) 主な開示請求の内容について、開示請求件数が多い上位5機関の状況をみると表2のとおりとなっている。

表2 開示請求件数が多い上位5機関の件数及び主な内容

（単位：件）

行政機関名	開示請求件数	主な開示請求の内容
法務省	131,327	不動産登記の受付状況に関する文書（不動産登記受付帳）（114,272）
国土交通省	30,823	土木工事及び建設コンサルタント関係業務等の設計書に関する文書（9,336）
厚生労働省	10,080	医薬品・医療機器の承認関係に関する文書（4,057）
防衛省	4,742	自衛隊の駐屯地等における入札関係書類、契約書、仕様書等（917）
国税庁	4,574	法人名簿（設立法人）（1,657）

（注）各行政機関の主な開示請求の内容については、資料2を参照。

## 2 開示決定等の状況

### (1) 開示決定等の件数

令和4年度には、表3のとおり、185,673件の決定がされ、このうち、開示決定（全部を開示する決定及び一部を開示する決定）がされたものが182,263件（98.2%）、不開示決定がされたものが3,410件（1.8%）となっている。また、開示決定がされたもののうち、開示請求に係る行政文書について全部を開示する決定がされたものが29,766件（16.0%）、一部を開示する決定がされたものが152,497件（82.1%）となっている。

なお、開示決定がされたものの中に、法第7条に基づく公益裁量開示（不開示情報が記録された行政文書ではあるが、公益上特に必要があるとして、行政機関の長の裁量により開示されたもの）はみられなかった。

また、開示決定がされたものの、開示請求者からの開示実施の申出がなかったものは、6,112件（3.4%）となっている。

表3 開示決定等の件数

(単位：件、%)

	開示決定等				
	計	開示決定			不開示決定
		小計	全部を開示	一部を開示	
令和4年度 (比率)	185,673 (100)	182,263 (98.2)	29,766 (16.0)	152,497 (82.1)	3,410 (1.8)
令和3年度 (比率)	178,386 (100)	173,901 (97.5)	35,758 (20.0)	138,143 (77.4)	4,485 (2.5)

(注) 1 開示決定等の件数は、開示請求者への開示決定等通知の件数を計上している。

2 開示決定したもののうち、公益裁量開示は0件（令和3年度は8件）、開示実施の申出がなかったものは6,112件（令和3年度は6,062件）である。

### (2) 開示決定等の期限の遵守状況

ア 行政機関の長は、開示請求があったときは、①開示請求があった日から30日以内に開示決定等を行わなければならない（法第10条第1項）が、②事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り延長することができることとされている（同条第2項）。また、③開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示決定等の期限の特例として、60日以内に行政文書の「相当の部分」につき開示決定等をし、残りの行政文書については「相当の期間」内（具体の期限については開示請求者に通知）に開示決定等をすれば足りることとされている（法第11条）。

令和4年度において開示決定等がされた185,673件についてみると、表4のとおり、延長手続を採ることなく開示請求があった日から30日以内に決定されたものが169,431件（91.3%）、法第10条第2項に基づく期限を延長する手続が採られ、当該延長した期限までに決定されたものが11,085件（6.0%）、法第11条に基づく期限の特例規定を適用して開示請求者に通知した期限までに決定されたものが4,862件（2.6%）となっている。

表4 期限の延長、遵守の状況

(単位：件、%)

	開示決定等 件数	延長手続を採らな かったもの		延長手続を採った もの (法第10条第 2項)		期限の特例規定を 適用したもの (法 第11条)		合計	
		期限内 に決定 がされ たもの	期限 を超 過し たもの	期限内 に決定 がされ たもの	期限 を超 過し たもの	期限内 に決定 がされ たもの	期限 を超 過し たもの	期限内に決 定がされた もの	期限を超 過したもの
		(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(a+c+e)	(b+d+f)
令和4年度 (比率)	185,673 (100)	169,431 (91.3)	104 (0.1)	11,085 (6.0)	157 (0.1)	4,862 (2.6)	34 (0.0)	185,378 (99.8)	295 (0.2)
令和3年度 (比率)	178,386 (100)	160,763 (90.1)	145 (0.1)	12,264 (6.9)	165 (0.1)	4,979 (2.8)	70 (0.0)	178,006 (99.8)	380 (0.2)

なお、期限までに開示決定等がされなかったものについては、延長手続を採ることなく開示請求があった日から30日を過ぎて決定されたものが104件、延長手続が採られたものの当該延長した期限を過ぎて決定されたものが157件、期限の特例規定を適用したものの開示請求者に通知した期限を過ぎて決定されたものが34件の計295件（0.2%）となっている。

また、調査日現在、処理中の事案で既に期限を過ぎているものは、延長手続が採られることなく開示請求があった日から30日が過ぎているものが15件、延長手続が採られたものの当該延長した期限を過ぎているものが31件、法第11条の期限の特例規定を適用したものの開示請求者に通知した期限を過ぎているものが7件の計53件みられる。

これらを行政機関別にみると、期限までに開示決定等がされなかったものは表5、処理中の事案で既に期限を過ぎているものは表6のとおりとなっている。

関係行政機関では、期限までに開示決定等がされなかった理由について、対象文書に機微な内容が含まれており慎重な対応が必要であったこと、第三者意見照会や関係省庁への確認などにより開示・不開示の検討に時間を要したこと、担当課室において開示請求案件が多く開示請求以外の業務も多忙であったこと、事案管理等の事務処理に誤りがあったことなどを挙げている。また、再発防止策として、事務処理についての的確な見通しを立てることができるよう情報公開窓口と担当部局との連携を強化し進行管理を徹底する、事務担当を増員し体制を強化する、担当課室内において進捗状況を共有して事務処理を行う、複数人で事務処理について確認を行うなどとしている。

総務省は、これらの事案の実情も踏まえつつ、関係行政機関との相談や助言を通じ、開示決定等の進行管理が徹底されるように努める。

表5 期限までに開示決定等がされなかったものの行政機関別内訳

- ① 延長手続を採らなかった事案に係るもので、30日以内に開示決定等がされなかったもの  
(単位：件)

行政機関名	件数
法 務 省	8
厚 生 労 働 省	75
農 林 水 産 省	2
林 野 庁	5
資源エネルギー庁	1
国 土 交 通 省	12
環 境 省	1
計	104

(注) 各事案の概要については、資料3を参照。

- ② 法第10条第2項の延長手続を採った事案に係るもので、延長した期限までに開示決定等がされなかったもの  
(単位：件)

行政機関名	件数
法 務 省	1
厚 生 労 働 省	155
観 光 庁	1
計	157

(注) 各事案の概要については、資料4を参照。

- ③ 法第11条の期限の特例規定を適用した事案に係るもので、開示請求者に通知した期限までに開示決定等がされなかったもの  
(単位：件)

行政機関名	件数
総 務 省	2
財 務 省	1
厚 生 労 働 省	31
計	34

(注) 各事案の概要については、資料5を参照。

表6 調査日現在、処理中の事案のうち、開示決定等の期限を過ぎているものの行政機関別内訳

① 延長手続を採らなかった事案に係るもので、30日を超過しているもの

(単位：件)

行政機関名	件数
厚生労働省	15
計	15

(注) 各事案の概要については、資料6を参照。

② 法第10条第2項の延長手続を採った事案に係るもので、延長した期限を超過しているもの

(単位：件)

行政機関名	件数
総務省	1
厚生労働省	30
計	31

(注) 各事案の概要については、資料7を参照。

③ 法第11条の期限の特例規定を適用した事案に係るもので、開示請求者に通知した期限を超過しているもの

(単位：件)

行政機関名	件数
内閣府	2
デジタル庁	1
厚生労働省	4
計	7

(注) 各事案の概要については、資料8を参照。

イ 法第11条の期限の特例規定を適用した事案4,896件のうち、開示請求があった日から開示決定等がされた日までに1年超を要したものは588件あった。

関係行政機関では、1年超を要した理由について、対象文書が著しく大量であり、不開示情報該当性の精査に時間を要したこと、同時期に多数の開示請求があったこと、第三者意見照会等に時間を要したことなどを挙げている。

(注) 1年超を要したものの588件の概要については、資料9を参照。

(3) 不開示の理由

ア 不開示の決定及び一部を開示する決定の不開示部分について不開示とした理由をみると、表7のとおり、開示請求に係る行政文書に記録されている情報が不開示情報に該当することによるもの、開示請求に係る行政文書の不存在によるもの、存否応答拒否（開示請求に係る行政文書の存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなるため、その存否そのものを明らかにせず拒否処分をすること）によるものなどがある。

表7 不開示理由の内訳

(単位：件、%)

	不開示の決定と一部を開示する決定の件数	不開示理由の内訳			
		不開示情報に該当	行政文書不存在	存否応答拒否	その他
令和4年度 (比率)	155,907	152,842 (98.0)	3,947 (2.5)	319 (0.2)	242 (0.2)
令和3年度 (比率)	142,628	138,304 (97.0)	5,449 (3.8)	395 (0.3)	344 (0.2)

(注) 1 1件の決定において複数の不開示理由に該当するものがあるため、内訳の合計は「不開示の決定と一部を開示する決定の件数」と一致しない場合がある。内訳欄の比率は「不開示の決定と一部を開示する決定の件数」を100とした場合の比率である。

2 「その他」は、開示請求書における形式上の不備又は法の適用除外を理由とするものである（「その他」の内訳については下記ウ及び表9参照）。

イ 不開示情報に該当することを理由とするもの152,842件について、法第5条各号の不開示情報のいずれに該当するかをみると、表8のとおり、法人等に関する情報（第2号）に該当するものが最も多く、次いで、個人に関する情報（第1号）に該当するもの、事務又は事業に関する情報（第6号）に該当するものの順になっている。

また、存否応答拒否（法第8条）によるもの319件について、存否を答えるだけで開示することとなる情報が法第5条各号の不開示情報のいずれに該当するかをみると、個人に関する情報（第1号）に該当するものが最も多く、次いで、法人等に関する情報（第2号）に該当するもの、事務又は事業に関する情報（第6号）に該当するものの順になっている。

表8 不開示情報に該当することを理由とするもの及び存否応答拒否によるもの内訳

(単位：件、%)

不開示情報の区分		不開示情報に該当 (比率)		存否応答拒否 (比率)	
		152,842		319	
内訳	第1号 個人に関する情報	120,638	(78.9)	159	(49.8)
	第1号の2 非識別加工情報等	50	(0.0)	0	(0.0)
	第2号 法人等に関する情報	130,313	(85.3)	126	(39.5)
	第3号 国の安全等に関する情報	1,810	(1.2)	17	(5.3)
	第4号 公共の安全等に関する情報	5,218	(3.4)	33	(10.3)
	第5号 審議、検討等に関する情報	1,833	(1.2)	4	(1.3)
	第6号 事務又は事業に関する情報	9,815	(6.4)	70	(21.9)

(注) 1件の決定において複数の不開示情報の区分に該当するものがあるため、内訳の合計は「不開示情報に該当」件数と一致しない場合がある。内訳欄の比率は「不開示情報に該当」件数を100とした場合の比率である。

ウ 表7の不開示理由の「その他」242件の内訳をみると、表9のとおり、開示請求に係る対象文書の特定が不十分であるなどの開示請求の形式上の不備を理由とするもののほか、法の適用除外を理由とするものがある。

なお、開示請求権の濫用を理由とするものはなかった。

表9 「その他」を理由とするものの内訳

(単位：件、%)

	その他 (合計)					
		形式上の不備			法の適用除外	開示請求権の濫用
		対象文書の特定不十分	その他			
令和4年度 (比率)	242	160	95 (59.4)	71 (44.4)	82	0
令和3年度 (比率)	344	307	240 (78.2)	74 (24.1)	37	0

(注) 1 1件の決定において複数の事由に該当するものがあるため、「形式上の不備」の内訳の合計は、「形式上の不備」件数と一致しない場合がある。

2 「形式上の不備」の内訳欄の比率は「形式上の不備」件数を100とした場合の比率である。

(4) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

開示請求に係る行政文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、行政機関の長は、①当該第三者に意見書の提出の機会を与えることができることとされ（法第13条第1項（任意的意見聴取））、②公益上の理由により開示しようとするときには、当該機会を与えなければならないこととされている（同条第2項（必要的意見聴取））。

また、当該第三者から開示に反対する旨の意見書が提出された場合において、開示決定をするときには、開示決定日と開示の実施日との間に少なくとも2週間を置き、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならないこととされている（法第13条第3項）。

令和4年度において第三者に対して意見書の提出の機会を付与した事案は、表10のとおり、法第13条第1項に基づいて意見書の提出の機会を付与したもの（任意的意見聴取）が4,053件、これに対して開示に反対する旨の意見書が提出されたものが3,882件あり、法第13条第2項に基づいて意見書の提出の機会を付与したもの（必要的意見聴取）が2件、これに対して開示に反対する旨の意見書が提出されたものが1件あった。

表10 第三者に対する意見書提出の機会の付与等の状況

(単位：件、%)

	法第13条第1項に基づき意見書の提出の機会を付与 (任意的意見聴取)				法第13条第2項に基づき意見書の提出の機会を付与 (必要的意見聴取)			
		意見書の提出				意見書の提出		
		反対する旨の意見書	3項通知			反対する旨の意見書	3項通知	
令和4年度 (比率)	4,053 (100)	3,981 (98.2)	3,882 (95.8)	3,712 (91.6)	2 (100)	2 (100)	1 (50.0)	1 (50.0)
令和3年度 (比率)	4,673 (100)	4,570 (97.8)	4,207 (90.0)	3,961 (84.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

(注) 「3項通知」は、意見書の提出の機会を付与した第三者から開示に反対する旨の意見書が提出された事案のうち、開示決定を行い、法第13条第3項の規定に基づき当該第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を通知したものの件数である。

### 3 審査請求の件数と処理の状況

#### (1) 審査請求の件数

ア 開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服がある者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、行政機関の長（法第17条の規定に基づき権限の委任を受けた行政機関の職員が処分庁又は不作為庁である場合には、当該処分庁又は不作為庁の最上級行政庁である行政機関の長）に対し、審査請求をすることができる。

令和4年度には、表11のとおり、6,764件の審査請求が行われている。

表11 審査請求の件数  
(単位：件)

	審査請求の件数
令和4年度	6,764
令和3年度	13,078

イ 審査請求の理由をみると、表12のとおり、不作為に対する不服が最も多く、5,100件となっており、次いで、不開示の決定（一部を開示する決定の不開示部分を含む。）に対する不服が1,128件となっている。また、行政文書の特定に対する不服が1,011件となっている。

表12 審査請求の理由

(単位：件)

	開示請求者からの審査請求	第三者からの審査請求	計
不開示の決定（一部を開示する決定の不開示部分を含む。）に対する審査請求	不開示情報に該当することを理由とする不開示決定に対する不服、 行政文書の不存在を理由とする不開示決定に対する不服等 1,128	—	1,128
開示決定に対する審査請求	行政文書の特定に対する不服（開示決定をされた行政文書以外にも開示請求対象文書があるはずである、開示請求した文書と開示決定をされた文書が異なるなど） 1,011	自己に関連する情報が記録された行政文書が開示されることとなる決定に対する不服 0	1,011
その他の審査請求	不作為に対する不服 5,100	—	5,138
	事案の移送、期限の延長に関する不服、決定内容に関わりのない事項に対する不服等 38		

(注) 1件の審査請求において複数の理由があるものはそれぞれに計上しているため、本表における件数の合計値は、表11の審査請求の件数とは一致しない場合がある。

## (2) 審査請求の処理状況

審査請求を受けた行政機関の長は、①審査請求が不適法で却下する場合、②裁決で審査請求の全部を認容し当該審査請求に係る行政文書の全部を開示する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した上で、裁決をすることとされている（法第19条第1項）。

（注） 会計検査院を除く行政機関の長は、総務省情報公開・個人情報保護審査会、会計検査院の長は会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に諮問することとされている。令和4年度は、会計検査院の長が受け付けた審査請求事案は5件あり、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に対する諮問は5件行われている（答申の実績はない）。

令和4年度において行政機関の長が処理すべき審査請求事案は、同年度に行われた6,764件及び令和3年度から持ち越された6,321件の計13,085件となっている。

この13,085件について、その処理状況をみると、表13のとおり、裁決が行われ処理済みとなっているものが7,980件（61.0%）、取下げが34件（0.3%）、処理方針を検討中である、審査会に諮問中であるなどにより令和5年度に処理を持ち越しているものが5,071件（38.8%）となっている。

（注） 1 「審査請求事案」には改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく異議申立て及び審査請求を含み、また、「裁決」には改正前の同法に基づく裁決及び決定を含む（以下同じ）。  
2 令和4年度に行われた審査請求6,764件のうち、約6割（64.7%）は、特定の行政機関に対し行われた不作為についての審査請求である。

表13 審査請求の件数と処理状況

（単位：件、%）

	処理すべき件数			処理済	取下げ	処理中 (次年度に持ち越し)			
		新規審査 請求件数	前年度か らの持ち 越し件数			処理方針の 検討中、審 査会への諮 問準備中等	審査会に 諮問中	審査会の 答申後、裁 決の準備 中	
令和4年度 (比率)	13,085 (100)	6,764	6,321	7,980 (61.0)	34 (0.3)	5,071 (38.8)	4,086 (31.2)	781 (6.0)	204 (1.6)
令和3年度 (比率)	33,557 (100)	13,078	20,479	27,119 (80.8)	82 (0.2)	6,356 (18.9)	5,426 (16.2)	715 (2.1)	215 (0.6)

（注） 1 「処理方針の検討中、審査会への諮問準備中等」には、不適法な審査請求であるなど審査会への諮問を要しない事案について裁決の準備をしているものを含む。

2 令和3年度に審査請求がされた段階では1件としていた事案を令和4年度に入ってから補正により複数の事案に分割した場合や、複数の審査請求事案を補正により1件にまとめる場合などがあるため、令和4年度の「前年度からの持ち越し件数」と令和3年度の「処理中（次年度に持ち越し）」の件数は一致しない場合がある。

## (3) 裁決の状況

ア 令和4年度に処理済みとされた7,980件についてみると、表14のとおり、審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったものが765件、審査会に諮問しないで裁決を行ったもの（審査請求が不適法であること等により審査会に諮問する必要がなかったもの）が7,215件となっている。

裁決の内訳をみると、審査請求に理由がないとして棄却したものが467件（5.9%）、審査請求に理由があるとして開示決定等の全部又は一部の取消し又は変更をしたもの（審査請求の認容又は一部認容）が計318件（4.0%）、審査請求が不適法であるとして却下したものが7,195件（90.2%）となっている。

なお、令和4年度は、審査会に諮問し、その答申を受けた行政機関の長が、答申の内容と異なる内容の裁決を行ったものはなかった。

表14 審査請求に対する裁決の状況

(単位：件、%)

	棄却	認容	一部認容	却下	その他	計
審査会に諮問しないで裁決を行ったもの	—	20	—	7,195	0	7,215
審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったもの	467	30	268	—	0	765
計 (比率)	467 (5.9)	50 (0.6)	268 (3.4)	7,195 (90.2)	0 (0.0)	7,980 (100)

(注)「審査会に諮問しないで裁決を行ったもの」には諮問を取り下げたものを含む。

イ 審査請求を受けてから裁決をするまでの期間をみると、表15のとおり、2年を超える期間を要したものが1,473件(18.5%)となっている。

表15 審査請求を受けてから裁決をするまでの期間

(単位：件、%)

	裁決 件数	1年以内	1年超 2年以内	2年超
令和4年度 (比率)	7,980 (100)	6,205 (77.8)	302 (3.8)	1,473 (18.5)
令和3年度 (比率)	27,119 (100)	11,806 (43.5)	7,283 (26.9)	8,030 (29.6)

ウ 行政不服審査制度は、簡易迅速な手続により国民の権利利益の救済を図ることを目的とし、審査請求事案はできる限り速やかに処理されることが求められている。

このため、行政機関における審査請求事案の事務処理の迅速化を図るため、平成17年8月に各府省申合せを行った。これにより、審査会への諮問については、改めて調査・検討等を行う必要がないような事案については審査請求を受けてから30日以内、その他の事案についても特段の事情のない限り90日以内に行い、また、答申後の裁決については、原処分を妥当とする答申などにあっては30日以内、その他の事案についても特段の事情のない限り60日以内に行うこととしている。

令和4年度に審査会に諮問した874件について、審査請求を受けてから審査会に諮問するまでの期間をみると、表16のとおり、90日を超えているものが402件(46.0%)となっている。

また、調査日現在、処理方針の検討中、審査会への諮問準備中等としているもの4,086件をみると、審査請求を受けてから既に90日を経過しているものが3,555件(87.0%)となっている。

表16 審査請求を受けてから審査会に諮問するまでの期間

(単位：件、%)

	審査会に諮問した件数		処理方針の検討中、 審査会への諮問準備中等の件数	
		うち審査請求を受けてから審査会に諮問するまでに90日超を要したもの		うち審査請求を受けてからの経過日数が90日を超過しているもの
令和4年度 (比率)	874 (100)	402 (46.0)	4,086 (100)	3,555 (87.0)
令和3年度 (比率)	754 (100)	178 (23.6)	5,426 (100)	4,248 (78.3)

審査請求を受けてから審査会に諮問するまでに90日超を要した402件及び調査日現在、処理方針の検討中、審査会への諮問の準備中等で、審査請求を受けてから既に90日を超過している3,555件を行政機関別にみると、表16-①及び表16-②のとおりとなっている。

関係行政機関では、これらの理由について、原処分精査及び事実関係の確認に時間を要したこと、関係部署との意見調整や検討に時間を要したこと、担当課室において所管業務や他の多数の開示請求の対応が著しく多忙であったことなどを挙げている。また、再発防止策として、情報公開窓口と担当課室との連携を強化し進行管理を徹底する、関係職員間における情報共有の徹底、担当課室における体制の強化等を図る、情報公開窓口が有するノウハウを活用して担当課に必要なサポートを強化するなどとしている。

総務省は、これらの事案の実情も踏まえつつ、関係行政機関との相談や助言を通じ、審査請求事案の進行管理が徹底されるように努める。

表16-① 審査請求を受けてから審査会に諮問するまでに90日超を要したもの

(単位：件)

行政機関名	件数
消費者庁	1
デジタル庁	1
法務省	57
外務省	16
厚生労働省	29
特許庁	62
国土交通省	41
防衛省	195
計	402

(注) 各事案の概要については、資料10を参照。

表16-② 調査日現在、処理方針の検討中、審査会への諮問の準備中等としている事案のうち、審査請求を受けてから90日を超過しているもの

(単位：件)

行政機関名	件数
内閣官房	2
消費者庁	1
法務省	33
外務省	65
財務省	4
国税庁	1
文部科学省	25
厚生労働省	44
特許庁	142
国土交通省	11
防衛省	3,227
計	3,555

(注) 各事案の概要については、資料11を参照。

エ 審査会の答申を受けてから裁決をするまでの期間をみると、表17のとおり、審査会の答申を受けて令和4年度に裁決を行った765件のうち、60日を超過しているものが105件（13.7%）となっている。

また、調査日現在、審査会の答申を受けて裁決の準備中である204件のうち、答申を受けてから既に60日を経過しているものが43件（21.1%）となっている。

表17 審査会の答申を受けてから裁決をするまでの期間

(単位：件、%)

	審査会の答申を受けて 裁決を行った件数		審査会の答申を受けて 裁決の準備中である件数	
		うち答申を受けてから 裁決まで60日超を要した もの		うち答申を受けてから の経過日数が60日を 超過しているもの
令和4年度 (比率)	765 (100)	105 (13.7)	204 (100)	43 (21.1)
令和3年度 (比率)	604 (100)	100 (16.6)	215 (100)	111 (51.6)

審査会の答申を受けてから裁決までに60日超を要した105件及び調査日現在、審査会の答申を受けて裁決の準備中である事案のうち、答申を受けてから60日を超過している43件を行政機関別にみると、表17-①及び表17-②のとおりとなっている。

関係行政機関では、これらの理由について、対象文書が極めて大量であったこと、担当課室において所管業務や他の多数の開示請求の対応が著しく多忙であったこと、関係部署との意見調整や検討に時間を要したことなどを挙げている。また、再発防止策として、情報公開窓口が有するノウハウを活用して担当課に必要なサポートを行い進行管理する、関係職員間における情報共有を徹底する、担当課室における体制の強化等を図るなどとしている。

総務省は、これらの事案の実情も踏まえつつ、関係行政機関との相談や助言を通じ、審査請求事案の進行管理が徹底されるように努める。

表17-① 審査会の答申を受けてから裁決までに60日超を要したもの

(単位：件)

行政機関名	件数
法 務 省	7
外 務 省	78
厚 生 労 働 省	9
国 土 交 通 省	3
防 衛 省	8
計	105

(注) 各事案の概要については、資料12を参照。

表17-② 調査日現在、答申を受けて裁決の準備中である事案のうち、答申を受けてから60日を超過しているもの

(単位：件)

行政機関名	件数
外 務 省	32
厚 生 労 働 省	4
国 土 交 通 省	5
原子力規制委員会	2
計	43

(注) 各事案の概要については、資料13を参照。

#### (4) 審査会における審査状況

審査会では、表18のとおり、令和4年度に新たに諮問を受けた847件及び令和3年度からの持ち越し事案682件の計1,529件から、途中で取り下げられた47件を除いた計1,482件の諮問事案に対し、728件の答申を行っている。この728件の答申を内容別にみると、諮問庁（審査会に諮問した行政機関の長）の開示・不開示の判断を妥当としたものが541件（74.3%）、一部妥当でないとしたものが117件（16.1%）、妥当でないとしたものが70件（9.6%）となっている。

表18 審査会における審査状況

(単位：件、%)

	審査会	新規諮問 件数	前年度か らの持ち 越し件数	計	答申 件数	答申類型			取下げ 件数	次年度に 持ち越し した件数
						諮問庁の判 断は妥当で あるとした もの	諮問庁の判 断は一部妥 当でない としたもの	諮問庁の判 断は妥 当でない としたもの		
						令和4年度	総務省	842		
	会計検査院	5	1	6	0	0	0	0	0	6
	計 (比率)	847	682	1,529	728 (100)	541 (74.3)	117 (16.1)	70 (9.6)	47	754
令和3年度	総務省	723	632	1,355	629	400	179	50	45	681
	会計検査院	1	3	4	3	3	0	0	0	1
	計 (比率)	724	635	1,359	632 (100)	403 (63.8)	179 (28.3)	50 (7.9)	45	682

- (注) 1 諮問庁では、複数の審査請求事案を1件にまとめて審査会に諮問する場合等があるため、表13の「審査会に諮問中」の件数と本表の「次年度に持ち越しした件数」、表16の「審査会に諮問した件数」と本表の「新規諮問件数」とは一致しない場合がある。
- 2 答申類型は、原則として諮問時点での諮問庁の判断について答申時点における妥当性で分類したものである。
- 3 本表は、総務省情報公開・個人情報保護審査会（会計検査院に係る数値にあつては会計検査院情報公開・個人情報保護審査会）が取りまとめた数値による。

#### 4 手数料の減免

法第16条第3項及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成12年政令第41号。以下「令」という。)第14条第1項において、行政文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるとき(生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく生活扶助を受けているとき等)は、行政機関の長は、開示請求1件につき2,000円を限度として当該手数料を減免することができることとされている。

この手数料の減免制度により、令和4年度には、表19のとおり、19件の申請があり、このうち14件について減免がされている。

なお、令第14条第4項においては、開示決定に係る行政文書を一定の開示の実施方法により一般に周知させることが適当であると行政機関の長が認めるときは、開示実施手数料を減免することができることとされているが、令和4年度は減免された例はなかった。

表19 開示実施手数料の減免の状況

(単位：件)

	申請件数	令第14条第1項による減免						令第14条 第4項に よる減免
		減 免		減免を認 めなかつ たもの	審査中	取下げ		
		生活保護	その他					
令和4年度	19	14	0	14	3	1	1	0
令和3年度	68	46	22	24	20	2	0	0

(別表)

○ 調査対象期間（令和4年4月1日～令和5年3月31日）後における行政機関の組織改編

旧機関名	異動	新機関名
—	令和5年4月1日 新設	こども家庭庁

(注) 本表は、令和5年9月1日現在で把握している状況を記載している。